

あすなろ地区表彰規程

日本ボーイスカウト東京連盟あすなろ地区

ボーイスカウトの奉仕は、報いを求めないことが原則であります。

青少年の為に報いを求めないで奉仕した行為に対して、表彰される側としては、自分の行為が独善的なものでなく社会に役立つものとして評価された喜びと新たな意欲となり、表彰する側としては、今後ともスカウティングをお続け下さいという期待と感謝を表すものであって、これが表彰であります。

第1条 あすなろ地区の表彰に関する審査基準は次の通りとする。

(1) 基準

表彰区分	対象	奉仕年数	基準
地区表彰状	隊長、副長、副長補、 団委員、インストラクター、 デモンストレーター、	5年	実際にふさわしい奉仕をしている 加盟員
地区有功記念章	リーダー補助者	7年	
地区感謝状	非加盟の長期奉仕者	5年	実際にふさわしい奉仕をしている 非加盟員
	地区でふさわしい 行為と功労がある者		加盟員 非加盟員
地区特別有功 記念章	隊長、副長、副長補 団委員		県連有功章受章済であって50歳 を超える者
スカウト善行章	全部門のスカウト		スカウト精神にもとづいて善行を 行い他の模範となった者

(2) 登録が中断している場合は、中断前後の奉仕年数を通算できる。

(3) 奉仕年数は他地区における奉仕期間も通算できる。ただし、あすなろ地区
(旧杉並地区・旧中野地区)において1年以上の奉仕実績があるものとする。

(4) 地区有功記念章は、地区表彰状受章から2年以上の経過を必要とする。

(5) 地区感謝状について

① 地区でふさわしい行為と功労がある者とは、原則としてあすなろ地区の各団、
隊の活動に対して、長年にわたり物的支援や人的支援（キャンプ施設や活動
施設等）を継続供与していただいている（いただいた）個人、施設、団体等
をいう。

② 上記「長年にわたり」とは、10年を目安にする。

(6) 県連有功章については初期登録より継続登録13年以上、県連特別有功章につ
いては県連有功章受章後10年以上かつ継続登録23年以上の経過を、推薦の

目安とする。

第2条 表彰申請の手続きは次の通り行う。

- (1) 表彰申請書は、各団育成会長、団委員長が地区コミッショナーに提出し、地区コミッショナーはこれを名誉会議に諮り審議、決定する。
- (2) 各団からの表彰申請が提出されない場合でも、名誉会議は必要に応じて発議し、審議決定することができる。但し第1条の審査基準を満たすものとし、所属団の賛同を得て確定するものとする。

第3条 改廃

当規程の改正または廃止には、あすなろ地区委員会の承認を要する。

制 定 平成21年12月17日

改 正

第1回 平成28年 8月25日

第2回 平成29年 4月27日

第3回 平成30年 4月26日

第4回 2020年 4月29日